第7回 行政とケアマネ協会との意見交換会

日時:令和元年8月28日(水)17:30~18:30

場所:松江市役所第2別館2階 研修室

参加者

行政:介護保険課、健康政策課、障がい福祉課9名

ケアマネ協会:役員 16名

1. アンケートの回答

(1) 介護保険課への質問の対応について

【質問1】

介護保険課への質問は、文章で質問し文章で回答を頂くことになっているが、大体1週間程度かかる。重複した質問もあるのではないかと思うので、Q&A のようにこれまで受けた質問と回答を閲覧できるようにならないか?

【回答】

昨年から依頼を頂いているが、質問の回答をホームページにあげる事ができていない 状況。今後、内容を分析・整理した上で掲載を検討していきたい。

(2) 介護保険の認定について

【質問1】

新しい認定有効期間初日の変更申請については、市役所まで出向いての相談となり手間が発生しているし、事実上の申請自粛になっているのではないか?

【回答】

介護認定後、介護の程度が変化した場合にのみ申請することが想定される。どういう場合が考えられるのか、変化の程度がどの位なのか確認したいので、窓口で相談する手間はあるが協力をお願いしたい。

【質問2】

家族同居の方は、できる能力があっても家族が行っているので介助されていることに なるが、独居の方は不十分でも自立になる。同じような状態と思うが、差が出てしまう ことに不平等を感じる。

【回答】

「介助方法の選択が間違っているのではないか」というご指摘だと思うが、認定調査の 定義では家族構成や住環境などは加味されない。その為、実態とのギャップを感じられ るとは思うが、基準に従い公平公正な調査をしているのでご理解頂きたい。

【質問3】

認定結果が軽く出すぎている。

【回答】

認定調査・認定審査ともに国の基準に沿って行なっている。各認定審査員にも周知し、 公平公正な審査に努め、認定結果を出している。

【質問4】

申請から認定結果が出るまでの期間が短くならないか。

【回答】

H29 年度の最頻値 42 日間 H30 年度 35 日間であり、短縮されてきている。

申請の入力から調査までに 14 日かかり、調査後の入力記載に $3\sim5$ 日要し、それが市へ戻り、主治医意見書が揃ってからのコンピューター判定となる。審査会資料にするのに $1\sim2$ 日、郵送で $1\sim2$ 日、審査員の資料読み込みに $5\sim7$ 日間の期間を設けているので、最低でも 3 0 日程度かかり、意見書の遅延など何かあるとずれ込んでしまう。ご理解を頂きたい。

(3) 介護人材の不足について

【質問1

現在の取り組み状況を説明してほしい。

【回答】

平成30年7月介護人材確保検討会議を設置し、サービス事業所・老施協・養成学校・ 高校を交えて、アンケート調査(実態調査)とワーキングを6回実施。

介護福祉の認知度やイメージアップを行うため令和元年度はPR事業に取り組む。

- 1. 中学生向けの職場体験の受け入れ強化→100の事業所を中学校へ紹介する。
- 2. 介護の基礎的講座普及モデル事業→介護専門職による中学校向け出前講座の開催。
- 3. 高校生介護技術コンテストへの協力→R1.6.11 にくにびきメッセで開催。プロのトークセッションなども行なわれた。検討委員が審査委員で参加し協力している。
- 4. 介護の職場 PRイベント $\rightarrow R1.11.17$ くにびきメッセで一般向け PR イベントを行う。

(4)総合事業について

【質問1】

総合事業見直しについての住民・利用者への説明は必ず市がしてほしい。

【回答】

利用者への通知発送、公民館・民生委員・福祉推進員への周知を今後行っていく予定 【質問2】

総合事業見直し説明会から暫く経つが、その後の進捗状況やどの程度緩和型へ移行

しているのかなど知りたい。

【回答】

緩和型サービス見直しにつき事業所へアンケートを実施したところ、緩和型の指定を受けない、あるいは決めかねているとの回答が約70%でした。このままではサービスを利用できなくなる方が発生する可能性があるため、さらに時間をかけて説明を行う必要があると考えている。

(5) その他について

【質問1】

食の自立支援利用で、配達時間帯を安否確認と言われ、デイサービス帰宅後の夕食はも ちろん昼食前のインスリン注射のための30分未満の訪問看護が入ることで、昼食は事 業対象外と判断される状態になっていることは見直されないか。

【回答】

食の自立支援事業は、65歳以上の方等で、「栄養バランスのとれた食事の確保が困難」、「安否確認が必要」の2つの要件を満たす必要がある。そのため、介護保険サービスを利用している時間帯は、第三者による安否確認ができているため事業対象外。また、本要件の見直しは考えていない。

【質問2】

介護から支援になった。精神的に妄想が膨らむと、ヘルパーも時間をかけて対応をしている。障がい特有のものであるため、介護ではなく障がいの方で相談を・・と言われ相談をしたが、65歳以上は介護優先であるので、介護保険サービスで補うサービスはないとの事。お互いに対応できないと言われると、生保なのに自費しかできず・・。柔軟なサービスをしてもらうと嬉しい。

【回答】

介護事業所向けに実施させていただきましたアンケート結果でも精神障がいのある方への対応は難しく大変さが見受けられる。精神障がいのある方にかかわらず、65歳になると介護保険優先となるので、介護保険の認定を受けて頂くことになる。非該当となれば、引き続き障がい福祉サービスの利用となり、介護認定が出た場合でも、65歳までと同水準の生活が送れない場合は、不足する部分は障がいサービスで決定する。精神障がいのある方の支援に役立つよう、今後、①介護事業所向けの研修会を行う予定。②サポートステーション絆において、介護事業所からの相談を受け付ける。といった対応をしていくので、活用していただきたい。

2. 意見交換

質問 (CM 協会)

更新申請の受付数はどのくらいあるか? 申請日初日は申請が集中すると調査の時間が かかるのでは?

回答(行政)

元々、毎月約 600 件の更新受付がある。申請日である程度審査会の日程調整等の優先順位が高まる可能性もあるので、1日(初日)申請でよい。

質問 (CM 協会)

認定期間について、時間がかかることに対して工夫してもらえないか?例えば、90 日前から更新を受け付けるなど…。

回答(行政)

一昨年、昨年よりは早くなっている。市独自で更新申請の受付日を変更することは難しいが、それ以外の所でいい案があれば検討していきたい。

質問 (行政)

ヘルパー事業所は増えているが、実態を教えてほしい。

回答(CM 協会)

サ高住の併設で事業所が立ち上がり、事業所としては増えるが外部には出られないので、 ヘルパー数としては増えない。一人でいかないといけない不安、誰でもできない、ベテランは退職をしていく実態がある。

回答(CM 協会)

サービス責任者は 20 代が行うが登録ヘルパーの 70 代はやめていく。遠い所へ時間をかけて行ったり、総合事業は採算が取れない。ヘルパーの募集しており、サ高住の職員を希望されるが、ヘルパーには来ない。

回答(CM協会)

募集しても人員が整わない。サ高住も軌道にのりにくい。若い方に限らず、土日が休みの 仕事につきたいのかも。ディの方が応募があり、ヘルパーが辞められて訪問できなくなる と断られることもある。

質問 (CM 協会)

障害のヘルパーはどうか?

回答(行政)

障害の方もヘルパーの不足がある。介護と障害と二つされている所も多いと思うが時間が不規則な面はある。

3. 連絡事項

(行政)

介護支援専門員証の有効期限切れが 2 件あり、ケアマネ業務ができないケースがあった。再研修を修了しても介護支援専門員証交付までの期間、ケアマネ業務が行えないの

で、管理者も注意して更新手続きを管理してほしい。